

第12回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成28年3月22日（火）10:00～10:15

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会
岡委員長、阿部委員、中西委員
内閣府原子力政策担当室
室谷参事官、須之内参事官補佐

4. 議 題

- (1) 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（答申）
- (2) その他

5. 配付資料

- (1-1) 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（答申）
- (1-2) 資料1-1「関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（答申）」に対する阿部委員からのコメント

参考資料

- (1-1) 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について
- (1-2) 関西電力株式会社高浜発電所原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）の概要について

6. 審議事項

（岡委員長）それでは時間になりましたので、第12回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題、1つ目は関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（答申）、2つ目がその他です。本日の議題は11時半を目途に進行させていただきます。

事務局から御説明をお願いします。

（室谷参事官）ありがとうございます。

1件目でございます。関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）につきましては、平成28年2月24日付で原子力規制委員会より原子力委員会に意見照会がございました。平成28年3月15日に開催されました第11回原子力委員会におきまして、事務局である原子力規制庁より御説明を頂いたところでございます。本日はこの意見照会に対する答申につきまして、御審議をお願いしたいというふうに思っております。事務局の須之内参事官補佐より答申の案について御説明いたします。よろしくをお願いします。

（須之内参事官補佐）それでは御説明いたします。

ただいま御説明がありましたように、平成28年2月24日付で原子力規制委員会から原子力委員会に対して意見照会のあった高浜発電所の件でございます。

資料1-1をごらんください。読み上げる形で進めさせていただきます。

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について。

平成28年2月24日付け原規規発第1602243号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

裏を返していただきまして、（別紙）。

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可申請書（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について。

本件申請については、発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと。使用済燃料については、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とすることとし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針であること。海外において再処理を行う場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力の

ための協定を締結している国の再処理事業者に委託することとし、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用される恐れがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

以上です。

(岡委員長) それでは議論を行います。

阿部委員からお願いします。

(阿部委員) 委員長、私はこの諮問に対する答申につきましては、今、説明いただいた1-1別紙の内容でございますね。これが従来の答申のラインで、それを踏襲したものになっておりますけれども、基本的にこれは電力事業者が出した申請に基づいて、その方針によれば、使用済燃料については、再処理するまで適切に貯蔵管理するという方針であること、それから、場合によっては、それを海外において再処理する場合においても、日本と原子力平和利用協定を締結した国の再処理事業者に委託すると。また、処理して分離されたプルトニウムは、これを第三国に移転するときには日本政府の承認を必要とすると。これは通常の原子力平和利用協定の条件ですけれども、そういうことが守られていれば、平和目的以外に使われる恐れがないと原子力規制委員会が判断したのは妥当であると、こういう答申の案でございます。従来からこういう方針で原子力委員会は諮問に答えてきております。つまり事業者、あるいは外国の事業者、あるいは外国の政府が約束どおり、表明した意図どおりにうまくちゃんとやってくれるということを信頼して、よって、これは平和利用以外に使われる恐れがないと、規制委員会はそういう信頼を置いて、認めるものだと、こういうことなのです。これは確かに従来の、人間、事業者、あるいは各国政府が善良に約束したこと、いったことをそのとおりにやるということを信頼して対処すれば、恐らくそうだと思います。ただ、残念ながら、昨今の世界情勢を見ましても、個々の人間、あるいは事業者、あるいは各国の政府というものが必ずしも表明した意図どおりにやっていない場合がある。あるいは、陰で隠れて何か別のことをしようとする場合があると。これがこれまでの歴史で見た、北朝鮮の場合であり、イラクの場合であり、リビアの場合であったわけですね。シリア、イランというのは、途中でそれを疑われたことがありました。シリアの場合はまだ残っていますけれども。そういった現在の世界情勢においては、私は、そういう関係者から表明されたので、それを信頼するから、それでオーケーなのだというのは若干足りないのではないかと思いますものですから、今日、1-2号という資料で、私のコメントを配付させていただきました。

これは当委員、つまり私としましては、原子力規制委員会・関西電力株式会社及び関係当局、関係当局というのは、日本国内において、こういう平和利用を確保する責務を負った関係当局でございますね。事情を御存じの方は、どの当局が当たるかは御存じかと思いますが、原子炉のみならず、これに関連して存在する核分裂物質及び放射性物質、つまり原子炉そのものが悪用されないということももちろんありますけれども、同時に原子炉を動かしますので、当然ながら、そこには原子炉の核燃料も置いてあります。あるいは使ったものが取り出されます。その中には当然、放射性物質もあるということで、それらのものが目的以外に使用されないよう核不拡散・核セキュリティの側面に今後とも十分・不断の注意を払うよう期待をします。つまり、善意を信じて妥当であるとおっしゃるのは結構なのですが、しかしながら、世の中は悪い人もいますので、そういったものについて、十分不断の注意を払うように期待するというを私は述べたいと思います。

特に不拡散については、基本的にはこれは政府、あるいは政府機関が拡散するというのを規制するものでございますので、ある程度関係者の意図を信用すると、それを確認すると、IAEAのセーフガード、それによって達成されるかと思いますが、核セキュリティというのはそもそもテロリストとか、悪い人が全くそういったものとは相反する立場から、施設を破壊するか、核分裂物質を盗み出すか、あるいは放射性物質を盗み出して、悪い目的に使うということをとめるというのが核セキュリティでございますので、そういった面において、十分、不断の注意を払っていただきたいという委員会の委員の一人として、私の期待を表明したいということでございます。

中には、今までこういうたぐいの諮問に対して答申してきたのが何回もあったのではないかと。それが、今までそんなこといわないのに、なぜここでそんなことを突然いい始めるのかという疑問もあるかと思いますが、そこはやはり世の中の情勢の変化が大きいというものがありますので、この原子力委員会でも全くさらの白紙の土地で議論して考えて、ものをいうのではなくて、やっぱり世の中の動きを踏まえながら、私はいうべきだと思いますので、そういう意味において、最近でいえば北朝鮮が核実験を続けて、核開発を続けていると。南北朝鮮の間でも緊張が高まっていると。そういう意味でいえば、例えば隣の韓国という国は、北朝鮮が、これは軍の組織が破壊工作をして、原発を攻撃するという可能性も考えて、それに対して軍を動員して、対応の訓練をしていますね。そこまでやっている国もすぐ隣にあるわけで、そういう意味において、先ほど申し上げました関係当局というものが、日本で本場に皆さんが十分な意識を持ってやっていただいているか、どここの程度までやっていただける

のか、私は十分そこは期待したいと思いますけれども、残念ながら、今のところ私の期待にとどまっておりますので、ここでは期待という表現にしたいと思います。

ということで、その意味ではごくすぐ起こりますところの核セキュリティサミット、これはまさに早い話がテロリスト対策を中心にした会議でございますが、それがワシントンで今月の末に開かれますので、そういった皆さんの関心が高まっているという、このタイミングになりますので、私はこういう期待を表明させていただくと。

同時に、そういうことを日本もしっかり考えてやっているんだということを口に出して表明するということは、私はこれは、ちょうど皆さんがワシントンに集まって、各国はどういうふうに対応をとっているのかなど。十分やっているかなという議論をする機会でございますので、その意味において、私は日本がこうした側面で十分やっているということを示すことは、私はいいことではないかと思えます。これは例えば、原子力研究開発機構の東海村にありますF C Aがプルトニウムと高濃縮ウランを運び出すという措置がとられますけれども、これもそういった意味において、日本が核セキュリティサミットの文脈において、テロリスト対策などということを非常に真剣に考えて対応しているということを示す、一つの証左でありますので、これも私がいうことではないかと思えます。

以上が、私の追加的コメントでございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

中西委員、いかがでしょうか。

(中西委員) 御説明どうもありがとうございます。平和目的以外に利用される恐れはないということで、私はこれでいいと思えます。どうもありがとうございます。

(岡委員長) 私も答申について、特に意見はございません。

それでは、今、阿部委員からコメントを資料で頂きましたけれども、答申としては、この案ということでよろしいでしょうか。

それでは異議がないようですので、この案のとおり答申させていただくことにいたします。

それでは議題2について、事務局から御説明をお願いします。

(室谷参事官) 議題2、その他案件でございます。今後の会議予定について御案内申し上げます。

次回、第13回原子力委員会の開催につきましては、3月29日の10時から中央合同庁舎8号館5階共用C会議室を予定いたしております。この会議におきましては、プルトニウムの利用について、電事連の方から御説明を頂く予定でございます。また併せて原子力利用

の基本的考え方について、これまでの議論の論点整理について議論を行う予定でございます。

以上、御案内申し上げます。

(岡委員長) その他、委員から何か御発言ございますでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、本日の委員会はこれで終わります。

ありがとうございました。

—了—